

令和 7 年 6 月定例総会

令和 7 年 6 月 6 日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和 7 年度第 3 回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 6 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（9 人）

農業委員

- 1 番 上野 貴生
- 2 番 野老山 卓男
- 3 番 酒井 りつ子
- 4 番 池田 克彦
- 5 番 岡崎 直正

推進委員

- 1 番 安田 泰平
- 3 番 田邊 昌一
- 7 番 金谷 里美
- 8 番 今吉 次雄

欠席委員（4 人）

- 2 番 弘田 好希
- 4 番 岡田 哲治
- 5 番 上野 清吉
- 6 番 坂本 直幸

4. 議事日程

- ① 議案第 1 号 非農地証明の審議について
- ② 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

中尾 吉宏

農林水産課長補佐

吉本 卓

事務局員

田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、6月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は弘田委員・岡田委員・上野委員・坂本委員から欠席の連絡を受けています。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

4番 池田 委員

3番 酒井 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は1件の審議となっています。

議長
(上野会長)

議案第 1 号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第 1 号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の 1 ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は浦尻 3 3 番イ 畑 1 2 5 m²の農地となります。

場所については、2 ページをご覧ください。

申請理由につきましては 1 ページにあるとおり

昭和47年頃に父親が、土地を購入し、建築板金業を営むための作業場
が築造されました。

その後、土地は畑として使用されることなく現在に至っております。

この度両親が他界したことを機に土地を整理するため地目変更した
いとのことです。

4 ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、

宅地が建設されてから長い年を経過しています。

市税務課の固定資産課税台帳でも申請地は昭和 5 5 年に

建物の建築が確認できました。(建築後 4 5 年経過)

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します。

以上の申請を 5 月 19 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は池田委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
上野会長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

先日、事務局と現場確認に行ってきた。

4 ページの写真でわかりますように、50 年ほど前から建っているよう
です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

上野会長

3 ページの公図と写真の建物と少し違うように見えるのですが？

事務局

吉本補佐

地図上では三角になっていますが、現地では写真のように建っていま
す。もしかしたら分筆の時に間違ったかもしれません。少し誤差が
あったかもしれません。

議長

上野会長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 1 号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について、

説明します。

議案書の 5 ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、譲渡人が遠くに住んでおり、管理が困難なため

所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の詳細は記載のとおり 1 筆で、

地目は畑となります。面積の合計は 272 m²となります。

申請地は、国道 3 2 1 号の竜串橋を清水側から渡り、すぐの

左カーブを山側に登って行った先にあります。

位置図は 6 ページになります。

農地の現況写真については、8 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項にある各号の条件について、

農地法第 3 条調書をもとに説明いたします。

9 ページを確認お願いします。

第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

農地の現況を確認した結果、休耕地ですが、

取得後は水稻を作付けすることを確認しておりますので、

該当しません。

第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であり該当しません。

第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、

信託ではないので該当しません。

第4号の「農作業常時従事」の確認です。

申請者は専業農家で、

年間150日以上従事する計画も提出されていますので該当しません。

第5号の「転貸禁止」の確認です。

農地は譲受人自らが耕作することを確認していますので

該当しません。

第6号の「地域調和」の確認です。

引き続き水稻栽培を行いますので、周辺の農地や環境への悪影響はな

いものと考えられます。

以上の申請を5月2日に受付を行い、関係書類を確認しております。

現地確認は岡田委員にお願いしました。ご審議のほど、よろしくお願い

いたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

地区担当委員が休みですが、事務局何かありますか、

事務局
吉本補佐

説明のとうりです。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

写真を見る限り畑のように見えるのですが。

事務局
吉本補佐

育苗ハウスを建てるそうです。

岡崎委員

わかりました。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議長
(上野会長)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 3 時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで 6 月定例総会を閉会といたします。